

奈良工業高等専門学校高圧ガス管理要項

令和7年4月10日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）及び関係法令に従い、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）において保有及び使用する高圧ガスを適正に管理し、教育研究活動等における高圧ガスによる事故等の防止を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における「高圧ガス」とは、法第2条に規定するものをいう。

(管理者及び管理責任者)

第3条 本校の保有及び使用する高圧ガスを管理するため、管理者を置き、校長をもって充てる。

2 管理者の事務を担当するため、管理責任者（以下「責任者」という。）を置き、事務部長をもって充てる。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、次の事項を行う。

- 一 高圧ガスの総括、管理及び計画に関すること。
- 二 高圧ガスの事故防止に関すること。
- 三 高圧ガスの管理に関し必要な指導及び啓発に関すること。

(責任者の責務)

第5条 責任者は、次の事項を行う。

- 一 保有する高圧ガスの管理に関すること。
- 二 高圧ガスの保管場所の明確化及びその場所の管理者への報告に関すること。
- 三 その他高圧ガスに係る事務の処理について必要と認められること。

(取扱者)

第6条 高圧ガスを取り扱う者（以下「取扱者」という。）とは、高圧ガスを職務上又は教育研究上取り扱う教職員をいう。

(取扱者の責務)

第7条 取扱者は、次の事項を行う。

- 一 高圧ガスの危険防止措置に関すること。
- 二 高圧ガスの保管及び管理状況並びに設備の点検に関すること。

三 高圧ガスの使用状況の点検に関すること。

四 高圧ガスによる事故，災害，高圧ガス容器の盗難，紛失等が発生したとき，又は発生するおそれがあるときは，直ちに安全処置等を行い，責任者に報告し，その指示に従うこと。

五 その他高圧ガスの取扱いに関すること。

(高圧ガスの管理)

第8条 高圧ガスは，高圧ガス容器ごとに管理するものとする。

2 責任者は，高圧ガス容器の受け払いを高圧ガス容器管理台帳（別紙様式）に記入するものとする。

(講習)

第9条 取扱者は，管理者が実施する高圧ガスの保有，管理及び使用に関する講習を受けなければならない。

(緊急時の措置)

第10条 責任者は，第7条第4号の規定による報告を受けたときは，直ちに管理者に報告し，必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は，前項の規定による報告を受けたときは，必要に応じて監督官庁等へ届け出るとともに，必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生委員会)

第11条 高圧ガスの管理については，奈良工業高等専門学校安全衛生委員会規程第9条に定められている化学物質等管理専門部会が状況を把握するとともに，必要に応じて責任者に対して指導，助言を行うものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則（令和7年4月10日）

この要項は，令和7年4月1日から施行する。

